

和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録要領

1 目 的

この要領では、市町村が実施する大腸がん検診で要精密検査とされた者が、和歌山県大腸がん検診実施要領 7 に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、大腸がん検診の精度向上を図るため、必要な事項を定める。

2 登録の要件

大腸がん検診精密検査機関登録の要件は以下のとおりとする。

- ① 精密検査の第一選択として全大腸内視鏡検査を実施できること。
なお、精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難である場合において、S 状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施できることが望ましい。
- ② 便潜血検査を精密検査として実施しないこと。
- ③ 精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医であることが望ましい。
- ④ 生検実施が可能であること。
- ⑤ 精密検査結果を一次検診機関または市町村に報告できること。
- ⑥ 大腸がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について情報提供されることに同意できること。

〔情報提供項目〕

- (1) 医療機関名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医の在籍の有無

3 新規登録手続

- (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式 1 により和歌山県福祉保健部福祉保健政策局健康推進課（以下「健康推進課」とする。）に申請する。
- (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会大腸がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。
- (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。

4 登録の更新

- (1) 登録の更新は、原則として 3 年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は

健康推進課が指定する期日までに様式 1 により申請する。

(2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。

5 登録内容の変更及び登録の取消

(1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式 2 により、登録の辞退を希望する場合は様式 3 により、それぞれ健康推進課に届け出る。

(2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。